入 札 説 明 書

令和7年札幌市告示第4233号に基づく入札等については、札幌市契約規則その 他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年10月14日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課調査係 電話(011)211-2506

- 3 入札に付する事項
 - (1) 調達する役務の名称

「札幌市敷地整序型土地区画整理事業認可取扱要領」の見直し等検討業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日(木)

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から3年経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人 として使用する者についても、同様とする。)
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の 品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を 害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた 者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行 に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が 構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。
- (6) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)における本店又は支店等の所在地が札幌市内であること。
- (7) 国又は地方自治体が発注した都市計画基礎調査を使用した集計解析、及び土地 区画整理事業等のまちづくりに関する業務を履行した実績があること。

5 参加申請期限、入札書の提出期限等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を本入札説明書に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を添付の上、令和7年10月22日(水)15時00分までに、上記2宛に提出しなければならない(送付の場合は必着のこと)。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札書の提出期限

令和7年10月24日(金)10時00分まで(送付の場合は必着のこと。)

(3) 入札書の提出方法

入札書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部の一般競争入札等に係るHPで公表されている様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。 なお、提出にあたっては以下に留意すること。

- ア 入札書を直接持参する場合は、封筒に入れ封印のうえ、外封には氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年10月24日(金)開札〔「札幌市敷地整序型土地区画整理事業認可取扱要領」の見直し等検討業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに提出しなければならない。
- イ 入札書を送付により提出する場合は、二重封筒に入れ封印のうえ、外封に

は氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年10月24日(金)開札〔「札幌市敷地整序型土地区画整理事業認可取扱要領」の見直し等検討業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに送付(必着)しなければならない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることがで きない。

札幌市まちづくり政策局都市計画部の一般競争入札等に係るHPのURL https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keiyaku/kokuji/index2025.html

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2宛に、令和7年10月21日(火)10時00分までに提出すること(送付又はファクシミリにより提出する場合は必着のこと。)。

ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日、8時45分から17時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年10月21日(火)以降、札幌市まちづくり政策局都市計画部H Pに掲載する。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する 入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正 に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し 、又はこれを中止することがある。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商 号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国 人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出し なければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人 を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年10月24日(金)10時00分 札幌市役所本庁舎5階都市計画部事務室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は

その代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場すること はできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格 の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入 札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を 免除することがある。

- (4) 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、上記5(4)のとおり、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。
- (5) 落札者の決定方法
 - ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内 で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、 当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。 ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しな いとき。

- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 契約書の作成
 - ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その他が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を 受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契 約の相手方に送付するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定 しないものとする。
- (8) 契約条項 契約書(案)のとおり
- (9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは 受け付けない。